（削る）

5　拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容

拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策の観点及びＧＸ政策の観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)①、②イ並びに(2)①イ、トは拠点整備支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が満たすべき必須の要件とする。また、(2)①ルは必須の要件であるとともに評価項目としても用いる。

(1)　エネルギー政策

①　(略)

②　安定供給

イ　低炭素水素等の供給量が水素換算で少なくとも年間一万トンを超えること。

ロ　発電などに向け大規模に供給する場合、我が国企業による上流権益への参入がなされており、価格が安定していること。

ハ　低炭素水素等を輸入する相手国の地政学的リスクに対応していること。

ニ　特定の国に依存しない、強靱で信頼性のある低炭素水素等のサプライチェーンを構築すること。

③　(略)

④　経済効率性

イ～ハ　(略)

ニ　発電などに向け大規模に供給する場合、我が国企業による上流権益への参入がなされており、価格が安定していること。

(2)　(略)

②　低炭素水素等を輸入する相手国の地政学的リスクに対応していること。

3　拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容

拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策の観点及びＧＸ政策の観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)①、②並びに(2)①イ、トは拠点整備支援を受けようとする低炭素水素等供給等事業計画が満たすべき必須の要件とする。また、(2)①ルは必須の要件であるとともに評価項目としても用いる。

(1)　エネルギー政策

①　(略)

②　安定供給

低炭素水素等の供給量が水素換算で少なくとも年間一万トンを超えること。

（新設）

(新設)

(2)　(略)

6　拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法

拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)は必須の要件とする。また、(2)、(3)、(6)は必須の要件であるとともに評価項目としても用いる。

(1)～(3)　(略)

(4)　低炭素水素等利用事業者による低炭素水素等利用事業の確実性が高いこと。

(5)～(7)　(略)

三・四　(略)

4　拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法

拠点整備支援の対象となる低炭素水素等供給等事業の実施方法は、低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されることを確認する観点から、次の項目に照らして評価するものとする。ただし、(1)は必須の要件とする。また、(2)、(3)、(5)は必須の要件であるとともに評価項目としても用いる。

(1)～(3)　(略)

（新設）

(4)～(6)　(略)

三・四　(略)

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和八年七月一日から施行する。

（低炭素水素等供給等事業計画の認定の申請等に関する経過措置）

第二条　この告示の施行の日前に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。以下「法」という。）第七条第一項の規定により認定の申請がされた低炭素水素等供給等事業計画であって、この告示の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

2　前項の規定に基づき従前の例により認定を受けた法第七条第一項の低炭素水素等供給等事業計画は、次条の規定の適用については、この告示の施行の日前に法第七条第一項の認定を受けた認定供給等事業計画とみなす。

（認定供給等事業計画に関する経過措置）

第三条　この告示の施行の日前に法第七条第一項の認定を受けた認定供給等事業計画の変更の認定、変更の指示及び取消しについては、なお従前の例による。

○国土交通省
環境省告示第四号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針（令和五年国土交通省環境省告示第一号）の一部を改正する告示を次のように定め、同法の施行の日から施行する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

第２中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改める。